

令和7年度「プロダクト開発及び販路拡大支援」運営業務 仕様書

1 委託業務名

令和7年度「プロダクト開発及び販路拡大支援」運営業務

2 目的

プロダクト開発においては、開発コンセプトと市場ニーズのミスマッチ、販路拡大においては、商品と販促手法、販売ルートのミスマッチを防ぐ必要がある。

このため、市内企業の持つ技術や商品の特性、開発段階に応じた適切な伴走支援を行うことで、現実の販売につながるプロダクトの開発または販路拡大につなげることを目的とする。

(1) プロダクト開発支援

企業の技術と市場ニーズの分析に基づき、商品、価格、性能等が「市場に受け入れられるプロダクトの開発（マーケットイン型の開発）」の支援を行う。

(2) 販路拡大支援

適切な販促手法、販売チャネル、価格、ブランディングの設定等を通じ、事業拡大や売上拡大、利益拡大を伴走支援する。

3 業務内容

(1) 支援企業の募集

募集説明会、広報活動（セミナー開催、ホームページ作成、チラシ作成・配布等）を行い、支援企業を募集する。

支援企業は、令和7年度「プロダクト開発及び販路拡大支援」運営業務受託者（以下、「受託者」と言う。）の意見を踏まえ、北九州市が選定する。

(2) 伴走支援

支援対象は市内に本社を有する中小企業5社とする。

※5社のうち、下記①または②の支援企業数の内訳は問わない。

※同一企業に対し、下記①及び②の双方を実施することを妨げない。

支援回数は1社あたり10回以上とする。

支援は、企業への訪問又はオンラインにて実施する。

① プロダクト開発支援

企業の技術、強み、製品課題等を把握したうえで、市場分析、分析に基づく顧客のターゲティング（年齢、性別、社会属性等）、仕様、価格の設定やブランディング等を支援

② 販路拡大支援

ブランディング、販売戦略の策定、販路拡大を図るPRツール（WEB、SNS、プレスリリース等）の作成、広告の改善、新規取引先の獲得等を支援

(3) 業務分析及び助言

支援企業の課題（当初の目標）、解決策（実施した支援策）、取り組み結果（支援結果）を事業報告書に記載するとともに、それぞれの結果（成否）に至った核となる要因を併せて示すこと。また、「プロダクト開発及び販路拡大支援」運営業務の実施

により判明した同業務自体の課題や改善策等につき、市の求めに応じ、随時、助言・提言を行うこと。

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

5 事業計画・業務報告等

(1) 事業計画の提出

契約後速やかに事業計画（実施内容、広報計画、実施体制、全体スケジュール等）を策定し、提出すること。なお、詳細は本市と協議のうえ決定すること。

(2) 支援計画の提出

支援企業選定後、1か月以内に各社の支援計画を提出すること。

(3) 業務報告

毎月10日までに、前月の支援状況や成果目標に対する進捗状況を報告すること。

(4) 業務完了報告

令和8年3月31日までに事業報告書（成果目標に対する実績報告を含む。）を作成し、提出すること。事業報告書の内容等は事前に本市と協議すること。

6 その他留意事項

(1) 当該業務は、契約後速やかに着手し、委託期間終了日までに完了すること。

(2) 受託者は、常に本市職員と密接な連携を図り、本市の意図について理解のうえ業務に着手し、適正かつ効率的な進行に努めること。

(3) 当該業務の遂行にあたっては、利用者に効果的な支援ができるよう、情報の収集・発信及び連携を図ること。

(4) 当該業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定をする等、万全のセキュリティ対策を講じること。

(5) 当該業務において業務上知り得た情報は、他に漏らさないこと。

(6) 経理関係を含む当該業務の資料は、他の業務と区別して適正に保管を行い、本市からの要請があった場合は速やかに開示又は提出すること。

(7) 当該業務の遂行にあたり、重要な事項を選定する場合や疑義が生じた場合は、予め本市と協議を行い、その指示又は承認を受けること。

(8) 当該業務の遂行に当たってクレームが発生した場合には迅速かつ誠実な対応を行うとともに、本市に報告すること。

(9) その他、この仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議のうえ決定する。